第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

少子高齢化の更なる進展や地域社会が変化する中で、地域のつながりはますます希薄化しています。ライフスタイルの多様化や核家族化の進行により、家庭や地域における扶助機能が低下し、子育てや介護での悩み、子どもや高齢者への虐待、貧困やひきこもり、社会的孤立など、人々が生活をする上での課題は複雑化かつ複合化しています。

また、「8050 問題」※や「ヤングケアラー」※など、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間にあるケース※も増加しています。

様々な生活上の課題を抱えた人たちが、住み慣れた地域において自分らしく暮らしていくためには、市民、社会福祉法人や NPO 法人などの市民活動団体、民生委員・児童委員や自治会等と行政が連携、協力し、対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国では社会福祉法を一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）し、制度分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の主体が『我が事』※として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』※つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市では、平成 31 年３月に「第３次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」を策定し、「人から人へ　心つながる共生都市　くまがや　～一人ひとりが　いきいきと　安心して暮らせる福祉のまち～」を基本理念とし、各種施策に取り組んでまいりました。

この間、再度、社会福祉法の一部改正（令和３年４月１日施行）があり、地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」※が創設されるなど、「地域共生社会」に必要な取組がより一層求められています。

第３次計画が令和５年度で終了することから、引き続き、この「地域共生社会」の実現に向け、地域と市、社会福祉協議会が連携、協働して「地域福祉」を推進するため、「第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を市と社会福祉協議会の一体的な計画とし、複合課題への取組や地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正への対応など必要な見直しを行い、策定します。なお、本計画は成年後見制度の利用促進や犯罪をした人等への社会復帰支援についても、更なる推進を図るため、新たに「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」及び「熊谷市再犯防止推進計画」を包含するものです。

２　地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力をして、地域社会における福祉課題の解決等に取り組むことです。

地域福祉の推進に当たっては、地域の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、協力体制を築くことが大切です。

～地域福祉の「４助」（自助・互助・共助・公助）の連携～

「自助」・・・一人一人の主体的な活動

「互助」・・・近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い

「共助」・・・介護保険や医療保険制度など制度化された地域ぐるみでの助け合い

「公助」・・・行政が行う公的支援（生活保護、高齢・障害者福祉など）

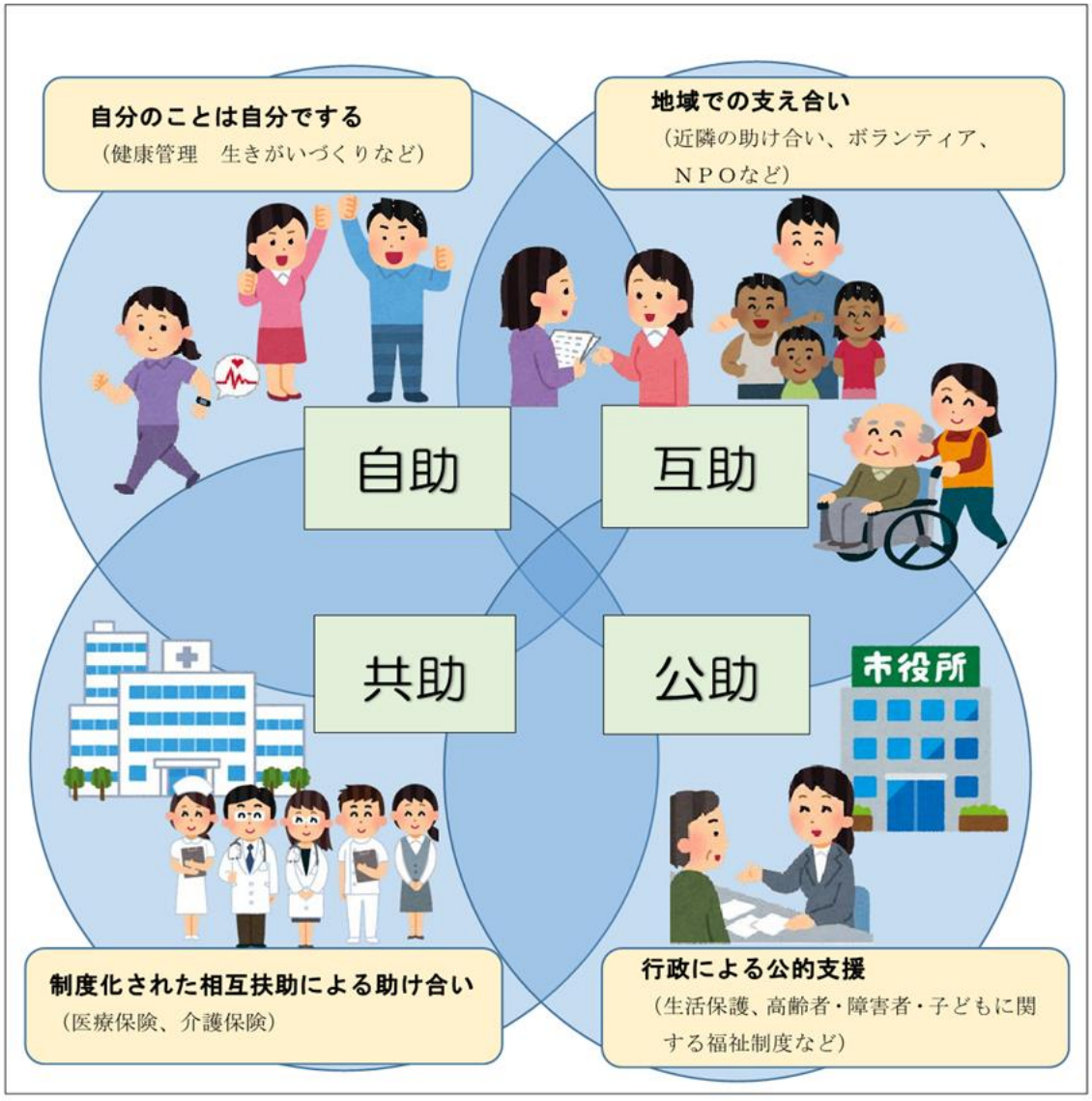

３　計画の位置付け

（１）計画の法的根拠と位置付け

「熊谷市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示す計画です。「熊谷市総合振興計画」を上位計画とし、既に施策が展開されている福祉分野（高齢者、障害者、児童など）の計画と整合・連携を図るとともに、福祉分野のみでなく、健康や防災などの他分野の関連計画との整合・連携を図り、それぞれの制度における狭間のケースにも対応できるよう、各分野を横断的につなぐ計画でもあります。

また、「熊谷市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として策定するもので、市民やボランティア、NPO 法人等の民間団体が、自主的、自発的に取り組む実践的な活動計画・行動計画です。

第３次計画と同様に、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することによって、市と社会福祉協議会が共に、地域の生活課題や地域福祉推進の基本理念や基本目標を共有化して、相互に連携を図りながら、より一層地域福祉の推進を目指していきます。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「熊谷市成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「熊谷市再犯防止推進計画」を含むものとし、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置付けます。

熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画の位置付けイメージ図

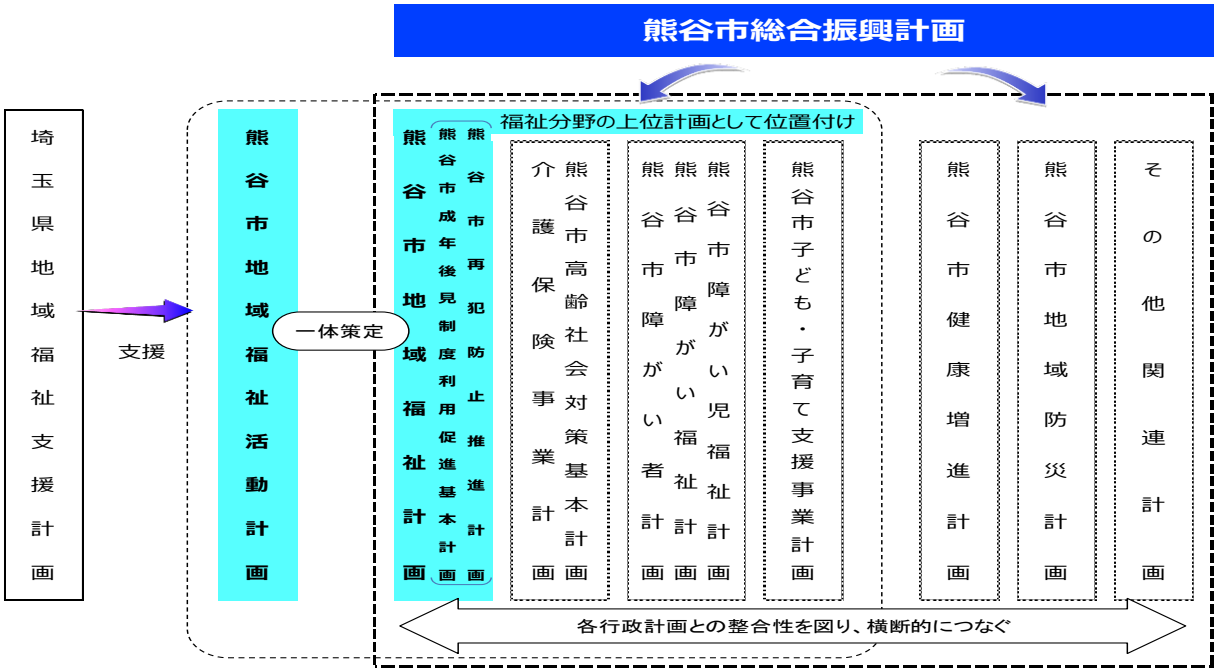

（２）SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015 年（平成 27 年）９月の国連サミットで採択された、2030 年（令和 12 年）までの持続的な国際社会共通の目標です。SDGs は地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本市でも、「第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画」に SDGs の理念が反映され、各政策において 17 のゴールと 169 のターゲットを精査した上で設定しています。本計画においても、SDGs の理念を反映させた「地域共生社会」の実現を目指して取り組みます。

関連するSDGs　１貧困をなくそう／３すべての人に健康と福祉を／４質の高い教育をみんなに／５ジェンダー平等を実現しよう／11 住み続けられるまちづくりを／16 平和と公正をすべての人に／17 パートナーシップで目標を達成しよう



４　計画の対象

本計画の対象は、熊谷市に住む全ての市民です。

生活に支援を必要とする高齢者や障害者、また、その方の家族、子育て中の人だけでなく、年齢・性別・国籍にかかわりなく、地域に住む全ての人が、地域における生活課題に注意を払い、助け合っていくことが地域福祉では重要です。

５　計画における地域

地域とは一定の地理的な圏域を指すものであり、固定的に捉えることが一般的です。

しかし、地域福祉の観点から地域を捉えた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域に住む全ての人が、それぞれの課題によって、様々な圏域で関わってきます。地域の捉え方については、個人や世帯が抱える課題によっても範囲が異なることから、一つの分け方にとらわれず、重層的な圏域を設定することが考えられます。

そして、それぞれの圏域の中で地域の生活課題を把握し、共有するとともに、それぞれに果たす役割を確認し、参画することによって、課題の解決につなげることが重要です。

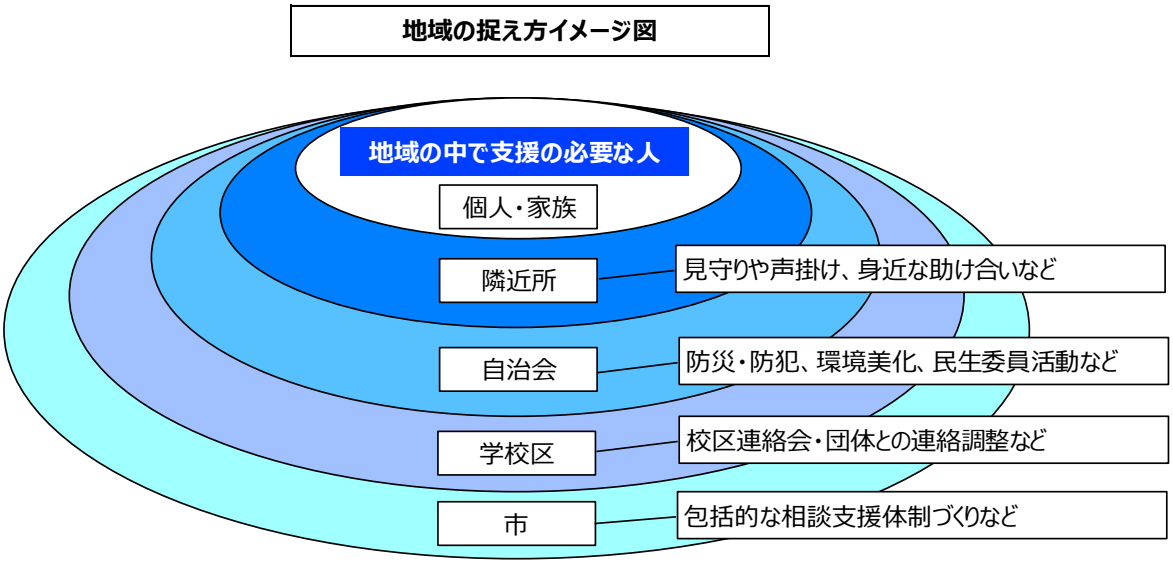

6　計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和 10 年度までの５年間とします。

ただし、社会状況の変化や国・県における地域福祉施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

7　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、令和５年度に市民やボランティア団体、NPO 法人にアンケート調査を実施して、地域や福祉に対する意識や意見を把握するとともに、市と社会福祉協議会の関係部署で組織した会議で、地域課題を整理し、解決に向けた施策や事業の検討を行いました。

また、地域福祉に関わる各種関係機関や団体の代表、公募による市民代表、学識経験者等による推進委員会で、計画案を検討するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募り策定しました。

用語解説

※8050 問題　80 代の親が 50 代の子の生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負っているという社会問題

※ヤングケアラー　高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を提供する人（ケアラー）のうち、18 歳未満の人

※制度の狭間にあるケース　法的に適用する施設やサービスが該当しないケースで、障害者手帳を取得していないが障害が疑われる人や、介護認定を受けていないが認知症が疑われる人などの事例が挙げられる。

※「我が事・丸ごと」の地域づくり　「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。「我が事・丸ごと」の地域づくりのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が、「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要がある。

※重層的支援体制整備事業　地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、これまでの分野別の支援体制では対応が困難になってきていることから、地域住民一人一人の異なるニーズに応え、市町村全体で包括的な支援体制の構築を推進するための事業

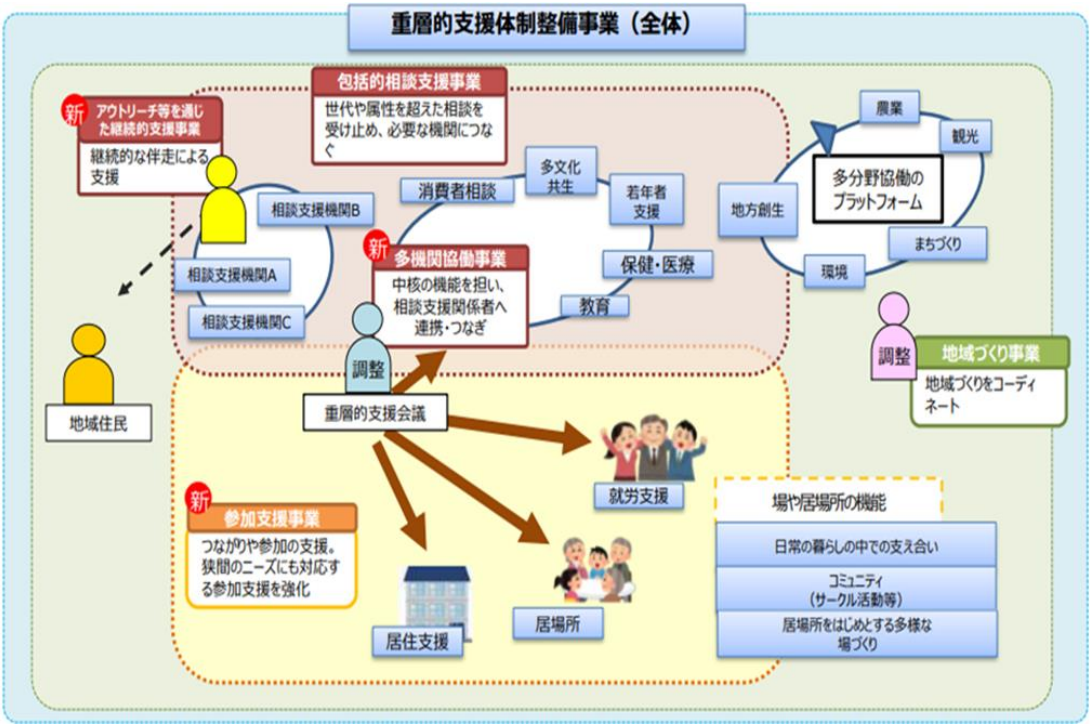

（参考　厚生労働省資料）